



## 特別委員会

特別委員会は、各議院が特に必要があると認めた案件又は常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査又は調査するため、議院の議決により設置することができます。

設置される特別委員会の名称、目的及び委員の数は、議院の議決で定められます。現在開会中の第186回国会では、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会、東日本大震災復興特別委員会及び原子力問題特別委員会の8特別委員会が召集日に設置されました。

特別委員会は、付託された案件が議院の会議において議決されたときに消滅しますが、会期中に審査又は調査が終わらなかった場合には、その会期の終了と同時に消滅することとなります。ただし、特別委員会も常任委員会と同様、議院の議決を経た上で、閉会中も付託された案件を継続して審査又は調査することができますので、その場合には、次の国会の開会と同時に消滅することとなります。

特別委員会の主宰者である特別委員長は、議院の会議で選挙される常任委員長とは異なり、当該特別委員会においてその委員が互選します。特別委員長を選任する委員会は、参議院規則の規定により委員中の年長者が招集し、委員長の職務を行います。特別委員長の選任は、議院運営委員会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派から推薦された者について、主宰者の指名により選任する例となっていますが、実際に選挙を行った例もあります（直近例は第177回国会の東日本大震災復興特別委員会）。

参議院において、これまで様々な特別委員会が設置されてきました。特別委員会は、前述のとおり議院が特に必要があると認めた案件を審査又は調査するために設置されることから、会期中に設置され、定例日を特に設けずに当該会期で大きな問題となっているテーマについて具体的に案件を定めて集中的に審査又は調査することもあります。最近の例では、第180回国会において設置された社会保障と税の一体改革に関する特別委員会が、消費税率の引上げに係る法案を含む社会保障と税の一体改革に関連する諸法案について集中的に審査を行いました。

また、特別委員会は付託された案件が議決されたときに消滅することから、第120回国会に設置された賀詞案起草に関する特別委員会のように設置当日に消滅した特別委員会もあります。この特別委員会は、立太子の礼につき天皇陛下並びに皇太子殿下に奉呈する賀詞案を起草するために設置され、賀詞案の起草後、本会議で賀詞案が議決されたため、付託案件議了により消滅しました。一方、災害対策特別委員会のように、第41回国会以降、召集日に衆議院が解散されたときを除きほぼ毎国会設置されている特別委員会もあります。

なお、他の特別委員会とは異なり、参議院規則第193条の2の規定による資格争訟特別委員会は、議員の資格について訴状が提出されると自動的に特別委員会が設けられたものとされます。ただし、これまでこの資格争訟特別委員会は設置されたことはありません。

きぐれ まさかず  
(木暮 雅和・委員部第四課)